

公平委員会の事務の委託に関する規約

平成23年3月31日

長野県地方税滞納整理機構告示第3号

(事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定により、長野県地方税滞納整理機構(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に掲げる公平委員会の事務を長野県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。